

令和6年度

第1回太子町まちづくり審議会議事録

日時：令和6年7月29日(月) 14時00分から15時30分

場所：太子町役場議会棟1階 全員協議会室

令和6年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和6年7月29日(月)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 14時00分
閉 会 15時30分

2. 答申・審議事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
第6次太子町総合計画後期基本計画（デジタル田園都市国家構想総合戦略）の策定について

3. 委員の出席者

出席委員：仲上 崇（有識者）
溝端 剛（有識者）
横山 孝司（有識者）
倉橋 輝明（農業委員会）
多田 義信（連合自治会）
細川 雅弘（商工会）
村田 夏紀（公募）
加藤 美穂（公募）

4. 町出席者

町長 沖汐 守彦
《事務局及び説明員》
総務部長 森 文彰
企画政策課 課長 山崎 将
副課長 佐々木 悟
主査 森下 拳士朗
主事 西林 知穂

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

事務局 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、
(山崎課長) ありがとうございます。

私は企画政策課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。
ただ今から、令和6年度第1回太子町まちづくり審議会を開催します。
会議に先立ちまして、沖汐町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長あいさつ

沖汐町長

【町長あいさつ】

3. 審議会委員・事務局職員の紹介

事務局 それでは、審議会委員及び事務局職員の紹介をさせていただきます。お
(山崎課長) 名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

有識者として、仲上 崇様、溝端 剛様、横山 孝司様です。

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から福本 充
治様、農業委員から倉橋 輝明様、男女共同参画プラン策定委員から瀧北
りえ様です。

各種団体から推薦いただいた方として、自治会から多田 義信様、商工
会から細川 雅弘様です。

公募選出の村田 夏紀様、加藤 美穂様です。

本日は、福本委員と瀧北委員は欠席されております。

次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

改めまして沖汐 守彦町長です。総務部長の森 文彰です。私は事務局
の企画政策課長の山崎です。副課長の佐々木です。秘書広報係の森下です。
政策係まちづくり審議会担当の西林です。

どうぞよろしくお願いたします。

4. 会長の選任

事務局 続きまして、会長の選任です。

(山崎課長) 審議会条例第5条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出する
こととなっておりますが、推薦がなければ事務局より会長候補者を推薦さ
せていただき、承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員

【異議なし】

事務局 ご異議がないようですので、事務局より会長候補者として、多田 義信
(山崎課長) 委員を推薦いたします。

会長に多田 義信委員を選出することにご異議ございませんか。

各委員

【異議なし】

事務局 ご異議がありませんので、会長を多田 義信委員とすることに決定いた
(山崎課長) します。

 なお、会長は、審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、会議の議長を務めて
いただきますので、議長席に移動をお願いいたします。

 それでは、会長よりごあいさついただき、議事進行をお願いいたします。

5. 会長あいさつ

多田会長 会長を務めさせていただきます、多田 義信でございます。

 本日の会議の議長を務めさせていただきます。

 本日は、議事 1「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」の諮
問を受け、審議を行った後、答申を行います。

 また、議事 2「第 6 次太子町総合計画後期基本計画（デジタル田園都市国
家構想総合戦略）の策定について」説明を受ける予定です。

 ただ今の出席委員数は 8 名です。定足数に達していますことを申し添え
ます。

6. 議事録署名委員の指名

多田会長 それでは、議事録署名委員の指名をいたします。

 まちづくり審議会規則の第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、私から仲
上 崇委員と細川 雅弘委員の両氏を指名いたします。

 お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお
願いいたします。

7. 職務代理者の指名

事務局 ここで 1 点確認事項がございます。

(山崎課長) 太子町まちづくり審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、当審議会の会
長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名す
る委員が、その職務を代理することとなっています。

 会長からどなたかご指名いただきたいのですが、いかがでしょうか。

多田会長 溝端委員にお願いしたいと思います。

溝端委員 会長からご指名をいただきましたので、お受けいたします。

事務局 溝端委員、よろしくをお願いいたします。

(山崎課長)

8. 議事① 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問・審議・答申）

事務局 それでは、議事 1 に移ります。

(山崎課長) その前に、事前に配布しております資料の訂正がございます。令和6年度第1回太子町まちづくり審議会資料の1ページの功績内容について、「平成6年度から令和6年度までの30年間」となっておりますが、「平成6年度から令和5年度までの30年間」の誤りです。2ページ目の表彰内申書についても、同様にご修正ください。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問させていただきます。

本議事につきましては、町長からの諮問を受け、まちづくり審議会での審議を経て、まちづくり審議会から諮問に対しての答申をいただきます。

沖汐町長が諮問いたしますので、多田会長はお受け取りをお願いいたします。

沖汐町長 太子町まちづくり審議会会長 多田 義信様、太子町長 沖汐 守彦
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(諮問)。

太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記

スポーツ功労賞 塚原 久子

事務局 審議の間、町長は退席いたします。
(山崎課長)

【町長退席】

多田会長 ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問がありました。

それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰候補者1名について審議を行います。

事務局企画政策課は詳細説明をお願いします。

事務局 詳細説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(森下主査) 令和6年度第1回太子町まちづくり審議会資料と参考資料をお手元にご用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。

それでは、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」ご説明させていただきます。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、1名を推薦させていただきます。対象者の方は、岩見構在住の塚原久子さん1名です。

太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調

書として2ページもご参照ください。

功績内容に記載しております通り、平成6年度から令和5年度まで30年間の永きにわたり、太子町体育指導委員として、地域住民のスポーツ振興等に尽力されました。

また、長きにわたり太子町卓球教室の指導者としても活動されました。

この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。

続きまして、参考資料9ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第6号イ指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者の適用要件を満たされています。

なお、塚原さんは太子町表彰条例第5条の例外規定に該当しないことを町民課より報告いただいております。

また、参考情報としまして、平成2年度に太子町表彰を制定してから、令和5年度末までの間に170名の受賞の方々がいらっしゃいます。

内訳といたしまして、自治功労賞として24名、社会功労賞として62名、産業功労賞として19名、教育功労賞として12名、文化功労賞として13名、スポーツ功労賞として38名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名の方となっております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

多田会長

ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。ご意見・ご質問等がないようであれば、お諮りさせていただきます。

諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

【異議なし】

多田会長

ご異議がないようですので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。

ここで、事務局から諮問事項について今後の日程の説明があります。

事務局

(森下主査)

ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。

また、表彰式につきましては、令和7年の新年交礼会の席上にて執り行います。

委員の皆様のご協力によりまして、諮問事項の太子町表彰条例に基づく被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。

ありがとうございました。以上でございます。

多田会長 諮問事項について答申案を作成、配布します。

【答申案作成、配布】

多田会長 それでは、会議を再開します。
諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、先ほどの審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。
事務局で答申案を朗読してください。

事務局 それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。
(森下主査) 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。
令和6年7月29日付太企画第343-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
次の者について適当と認めます。
スポーツ功労賞 塚原 久子
以上でございます。

多田会長 答申案について、ご意見等があればお願いします。

各委員 **【異議なし】**

多田会長 ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

事務局 **【答申書押印・町長入室】**

多田会長 太子町長 沖汐 守彦 様
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。
令和5年7月29日付太企画第343-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
次の者について適当と認めます。
スポーツ功労賞 塚原 久子
以上でございます。

沖汐町長 慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございます。

事務局 町長は公務のため、退席されます。
(山崎課長)

【町長退席】

8. 議事② 第6次太子町総合計画後期基本計画（デジタル田園都市国家構想総合戦略）の策定について

多田会長 それでは、議事2に移ります。
 事務局企画政策課は詳細説明をお願いします。

事務局 それでは私から太子町総合計画後期基本計画の策定について説明させて
（佐々木副課 いただきます。説明させていただく前に、この計画策定の業務を委託して
長） おります業者に出席いただいておりますので紹介します。株式会社GPMOの本
 屋敷さんです。続きまして、宮下さんです。

 資料ですが、A4横版の冊子に基づいて説明させていただきます。前の方
 にスライドも映しておりますので、見やすい方で見ただけなら思いま
 す。

 本日の内容ですが、最初に計画策定の方針やスケジュールを説明させて
 いただきます。次に、この審議会の中に初めて委員をされる方もいらっし
 ゃいますので、今から策定する計画がどういったものかということの説明
 させていただきたいと思います。また、計画策定にあたり、昨年度に住民の
 方を対象にアンケートを実施しております。このアンケートについても説
 明させていただきます。最後に、太子町の現状の人口を説明させていただきます。

 それでは最初に、今回の計画の趣旨についてですが、総合計画は太子町
 の最上位計画となっております。

 現在の総合計画ですが、令和2年度から令和11年度の10年計画になっ
 ております。基本計画については、令和2年度から令和6年度の5年間で
 前期となっております。前期5年が満了しますので、満了に伴って後期基本計
 画を策定するものです。

 これに加え、まち・ひと・しごと総合戦略についても、デジタル田園都市
 国家構想総合戦略として策定します。総合計画と総合戦略で2つの計画が
 合わさっています。初めてでご存知ない方もいらっしゃると思いますので、
 この後追って説明させていただければと思います。

 策定方法について、現計画の10年の基本構想がある中での後期基本計画
 の策定となりますので、基本的には、前期計画の内容において、現状とミス
 マッチしているものや盛り込まなければいけないことなど、そうしたもの
 を時点修正していければと思っています。

 総合戦略について、国でデジタルを活用するという方針がありますので、
 デジタル技術を活用した公共サービスや、地域の特色を生かしていく内容
 を反映していければと考えております。

 次に、策定の組織図について、役場内には二つの組織を設けております。

 1つ目は、各課より係長級の職員で構成されている総合計画策定委員会
 です。2つ目に、部長級以上の職員で構成されている策定本部です。この2つ

の会議にて、計画を練って作成していきます。

計画について、広く町民の皆さんに影響する内容となっており、町民の方からの意見も取り入れたいと考えております。昨年度実施しましたアンケートや、パブリックコメント、また 8 月にワークショップの開催を予定しており、そういったものを踏まえ、住民の意見を反映できればと思っています。

策定の組織図について、現在開催させていただいているまちづくり審議会について、役場内部で作成した素案に対して、ご意見をいただき、最終的に諮問・答申をいただきます。

次に、計画策定のスケジュールについて、まちづくり審議会におきましては、資料の中央あたりのところが該当しています。本日は、これから策定する計画がどういったものか、スケジュールを説明させていただきます。

11 月の初旬ぐらいを予定していますが、役場内部で計画の素案ができましたら、まちづくり審議会を確認していただければと思います。

その後、パブリックコメントを経て、最終的に修正する事項があれば修正し、1 月末頃にまちづくり審議会を開催し、諮問・答申させていただく流れになっております。

それでは、この総合計画がどういったものかということの説明していきます。計画期間については、令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年計画になっております。

計画の構成は 3 層の構造になっており、基本構想にはこれから進もうとしている目標やそれを進めるための政策が書かれています。次に基本計画ですが、政策を実現するための施策の体系が書かれています。基本計画の下には実施計画というものがあり、この基本構想という大きな目標を実現するためのものが基本計画に書かれており、それを実現していくための具体的な事務事業が書かれたものが、実施計画になっております。太子町においては目標を実現するため、現在 250 個程の事務事業が基本計画に紐づけられています。この実施計画については、例年、P D C A サイクルの改善を行っており、まちづくり審議会の皆様にもご協力いただいているところです。

それでは、基本構想についてですが、町の目標は「和のまち 太子」となっています。互いを大切にし、協力し合う「和のまち」、会話、対話のあふれる「話のまち」、人が集い、巡る「環のまち」、地域全体の心がつながる「輪のまち」、みんなが自分のまちとして愛着を持つ「我のまち」といった意味が込められています。

太子町の基本計画は 5 つのプランに分けられています。それぞれ PLAN1 「いきいきと輝くまち」、PLAN2 「学び成長するまち」、PLAN3 「未来を守るまち」PLAN4 「元気で笑顔のまち」、PLAN5 「快適で持続するまち」です。太子町の実施計画について、企画政策課が担う事務事業の一つを例に説明します。ホームページや SNS を通じて住民に情報発信をする事業では、PLAN5 「快

適で持続するまち」に含まれる大施策の行政基盤の確立、中施策の行政機能の強化、小施策の広報広聴の充実が該当します。こちらのシートでは目標値は「ホームページの閲覧数」となっています。他の事務事業でもこのように、それぞれ目標値を持っており、毎年、見直しを行っております。

太子町の総合計画は、地方自治法に基づき平成 23 年の改正まで策定が義務付けされており、その後も、策定しております。平成 28 年には、地方自治体に人口目標と人口目標達成のための計画を求める「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していましたが、第 6 次総合計画の策定時に総合計画と総合戦略を一体化した経緯があります。今回策定するのは後期基本計画になりますが、一体化した総合戦略についても策定することになります。

太子町の人口状況ですが、総人口は策定当時の約 3 万 4000 人から 5 年度では約 3 万 3000 人に減少した一方で、世帯数は約 1 万 3000 世帯から約 1 万 4000 世帯に増加しました。年齢別の人口増減では年少人口(0 歳から 14 歳)と生産年齢人口(15 歳から 65 歳)が減少する一方で高齢者人口(65 歳以上)は増加しました。全国的に少子高齢化が進む中、太子町でも同様の状況が見られ、年間出生数は 241 人から 208 人に減少しました。

昨年実施したアンケートから、住民参画のまちづくりの取組については、住民満足度は 83.7%から 82.1%に下落しています。観光入込客数については策定当時の 15 万人から 10 万人に減少、当時策定した目標である 20 万人の半分となっております。コロナ禍の影響を受けたものですが、現在は回復傾向にあります。

続いて、太子町に住みたいと思う人の割合は 82.1%から 84.1%に増加しています。住宅耐震化率も改善し、目標値を達成しました。行財政運営の取り組みは 78.8%から目標の 81.0%には届かなかったものの改善傾向にあります。創業塾や町への相談を通じた創業者数については、一部、資料に訂正箇所がございます。令和 5 年度の実績人数が 3 人となっておりますが、こちらを 13 人に訂正願います。これまで、単年で、数人ずつの実績があり、こちらは累計ですので令和 5 年度は 13 人となり、目標の 7 人を達成しました。

資料 17 頁をご覧ください。こちらは昨年度実施したアンケート調査の結果です。昨年 7 月、18 歳以上の町民から無作為に選出した 3000 人に送付し、1200 件の回答が得られたものです。回答の男女比はおおよそ半々となっており、若年層の回答が少なくなっております。町の住みやすさについては、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」との回答が前回から 0.1%増加し、80.3%となりました。

次は町の施策に対する重要度と満足度についてです。縦軸は重要度を表しています。グラフの上に位置する施策ほど重要なものとして認識されていることを示しています。横軸は施策に対する満足度を表し、右に位置する施策ほど住民満足度が高いことを示しています。左上は、重要な施策だ

が現状に不満がある、といったように四つの領域に分けて見ることができます。各施策の分布は5年前の分布と同様に「買い物の利便性」が高い満足度を示す一方、「公共交通の便利さ」や「歩行者や自転車にとっての道路の整備状況」、「子育てのための施策」については満足度が低くなっています。

続いてこちらは前回と今回のアンケート調査結果を比較したものです。5段階評価で平均をとり、大きく好転した場合は青、悪化した場合は赤に色分けして示しています。例えば、防災対策全般、地域医療、学校の設備状況は青く、地域コミュニティ活動や自治会活動、空き家対策、移住・定住については赤く示しています。前回と一部、質問事項に変更もございましたが、共通の事項のみ計上して比較すると、前回の2.98ポイントから3.00ポイントへ微増しており、相対的には好転したと言えます。

それでは13頁をご覧ください。こちらは人口の推移を表したグラフです。まず折れ線グラフについて、白い枠内はこれまでの国勢調査の状況、水色の部分は国による将来人口を示したものとなっております。町の人口は、平成27年の約3万3000人をピークに継続して減少傾向にあり、2050(令和32)年には現人口の約80%程度にあたる2万6000人にまで減少する推計となっております。世代間の構成は前述の通り、高齢者の割合が増加しています。

昨年12月に国が発表した人口推計では、前述の通り太子町の人口は25年後、現在の約80%に減少すると推計されています。兵庫県全体の推計としては79%減少となっており、県全体と比較して太子町の人口減少の勢いはわずかに緩やかであると言えます。一方近隣市町の中には、人口減少が著しい自治体もあります。

出生者と死亡者数に関する自然増減については、これまでは出生者数が死亡者数を上回っていましたが、近年は逆転してしまいました。転出と転入に関する社会増減は以前から転出が上回る傾向が続いています。

昼夜間の人口比では、太子町はベッドタウンという背景から、姫路市等への就業や就学が多いという状況になっています。

出生者数と同年の小学校入学者数の比較について、こちらの棒グラフは出生者数を表しています。346人から徐々に減少し、令和5年には208人となりました。令和6年度を例に入学者数を見ると、6年前の出生者数の239人を上回って274人となっています。これは子育て世代の転入が多くあったためと考えられます。

最後になりますが、国の補助を得る必要性等から計画内容は総花的にならざるをえないところがありますが、太子町の特性を生かし、選ばれるまちづくりをめざしていきたいと考えています。

多田会長

ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

溝端委員 16 ページのデータについて、出生者数と入学者数を比較していますが、出生者数と比較して、むしろ減っている入学者数にこそ着目し、幼稚園や保育所等の見直しを行い、転出の要因を探るべきではありませんか。

また、前提として出生数は個人の私権に関わることとなりますので、行政から子どもを増やすよう強制することはできません。住民自らが望んで産んだ子どもたちを如何に大切に、地域で育てていくことこそ行政施策ではないでしょうか。

金融機関に預けている預金は、都市部の再開発に活用されています。資金が都市部に流れているので地方が疲弊しています。太子町内の預金の少なくとも 5%程度は地元投資するように金融機関と協定を締結するなど、経済活性化施策を検討してはどうでしょうか。

事務局 出生者数と入学者数についてはこちらで改めて分析を進めます。金融機関と協定については、赤穂市で研究されているということなので、こちらでも調べさせていただきます。

横山委員 ご説明ありがとうございます。総合計画の中間年であるということで、この 5 年間の目標や結果について説明いただきましたが、この 6 年間を振り返ると、コロナの存在を無視することはできないと考えます。18 頁の満足度の一覧がありますが、こういった施策を行ってその結果になったか、また、満足度を上げるためにどのような施策をしていけばよいかを整理して、後期計画を策定してほしいと思います。

事務局 事業の指標として KPI を設定しておりますので、内容を精査し、次の 5 年に繋げるように進めていきたいと思えます。

細川委員 13 頁の自然増減と社会増減の推移について質問させていただきます。平成 29 年と令和 4 年のみ、社会増減がプラスとなっていますが、この要因について何かわかっていることはありますか。

事務局 こちらの 2 年は、確かに社会増となっています。平成 29 年社会増の要因については不明ですが、令和 4 年度については網干駅西南土地区画整理が完了しておりますので、転入が多くなったと推測しております。

溝端委員 前期計画で目標を達成していた事業について、そもそも当該目標は適正であったか見直す必要があると意見します。例えば福祉関係で、認知症サポーターや地域包括支援センター相談件数といった項目では目標を遥かに上回って達成していますが、これはやはりニーズがあるということではあ

りませんか。住民のニーズに対して適切な目標設定であったか、後期基本計画策定に際し、今一度見直しが必要ではないでしょうか。

事務局 各施策とその指標について、各担当者から現状についてのヒアリングを
(佐々木副課 行います。ご指摘のございました目標設定そのものの妥当性につきまして
長) も改めて見直ししながら、次の5年に向けた目標設定をして参ります。

9. 閉 会

多田会長

他にご意見がないようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。


それでは、これもちまして、令和6年度第1回まちづくり審議会を閉会いたします。

本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和6年10月3日

署名委員

仲上 崇 

細川 雅弘 